

「高齢者虐待防止法」上の定義からは外れますが、以下の諸事項についても必要な対応を行うことが実際に期待されます。

### 高齢者虐待に準じて対処が期待される事項

- ①「現に養護している者」以外の家族、親族や友人、知人などの高齢者と信頼的・人間関係にある又は期待される第三者からの虐待
- ②介護保険法第2号被保険者で、介護保険制度の適用対象となる特定疾患有する者などが虐待を受ける場合
- ③高齢者虐待防止法による虐待の種類に該当しないが、特に一人暮らしなどの高齢者で、身体的、精神的損傷又は、減少した能力が原因で生活を送る上で、身体的、精神的健康の保持に必要な衣、食、住及び受療又は金銭管理などの自己管理(セルフケア用務)能力に欠け、明らかに高齢者本人の人権が著しく侵害される場合(セルフネグレクト)

### 高齢者虐待の主な内容と具体例

高齢者虐待の主な内容と具体例は、次頁のとおりです。平成15年度に財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会(医療経済研究機構)が実施した全国調査「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(厚生労働省老人保健健康増進等事業)が採用したものです。



分類	内容と具体例
①身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる</li> <li>●ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束・抑制をする／等</li> </ul>
②心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる</li> <li>●怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>●侮辱を込めて、子どものように扱う</li> <li>●高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等</li> </ul>
③性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>●キス、性器への接触、セックスを強要する／等</li> </ul>
④経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない</li> <li>●本人の自宅等を本人に無断で売却する</li> <li>●年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等</li> </ul>
⑤介護・世話の放棄・放任	<p>介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄又は放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている</li> <li>●水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある</li> <li>●室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>●高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない／等</li> </ul>

(財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会「家庭内における高齢者虐待に関する調査」)